

平成28年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況

【平成29年1月31日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	重点実施区域は、都道府県の機構が定める 事業規程に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようしてください。					人・農地 プランへ 機構の活用 を位置 付けて いるか	期待される効果 (期待される効果に○を記入(複数可)してください。) なお、主たる効果には◎を記入してください。)					(参考) 中山間 地域 (※6) 設定時期	
		モデル 地区	区域 (地区) 内 農地面積 (ha)	うち機構事業 実施(転賃) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)	農地整備 事業名 (※5)		担い手への農地利用の 集積・集約化		耕作 放棄地 の解消	新規参入			その他
								リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等の 利用権の 交換が中心		新規 就農	企業 参入		
角田市	稲置地区		87	60	48	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H27.10.15設定
〃	毛萱地区		80	40	80	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H27.10.15設定 今回変更
村田町	針生前地区	○	24	16	24	④農山漁村地域整備交付金 農地整備事業	○	◎						H26設定
柴田町	下名生(しものみょう)地区	○	62	38	—		○	◎						H26設定
丸森町	舘矢間地区		619	150	—		○	○	◎	○				H27.10.15設定
仙台市	岩切地区		243	3	31	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
〃	秋保地区		145	0	38	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
名取市	堀内志村地区		82	7	18	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
〃	名取地区	○	646	75	646	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎						(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定
岩沼市	岩沼東部地区	○	1,354	98	790	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	×	◎						(重点)H27.10.15設定・旧「玉浦中部」 含む (モデル)H27.10.16設定
〃	岩沼西部地区	○	188	123	188	④農村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	○					集落営農の 法人化◎	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
〃	岩沼北部地区	○	98	64	98	④農村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	○					集落営農の 法人化◎	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
〃	小川地区	○	115	58	115	④県営土地改良事業(農地 整備事業)	○	○					集落営農の 法人化◎	(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
多賀城市	多賀城地区	○	366	252	252	④農村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎		○				(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
山元町	山元東部地区	○	468	244	468	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎		○	○	◎		H26設定 ※7
〃	山元北部地区	○	123	30	123	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○		◎					(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定
〃	磯地区	○	40	40	40	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎						(重点)H28.9.20設定 (モデル)H28.10.28設定
七ヶ浜町	七ヶ浜地区	○	122	98	119	④農山漁村地域復興基盤総 合整備事業	○	◎				○		H26設定 ※7
大和町	落合		391	59	391	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					今回新規申請
大崎市	小迫地区		26	14	26	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
〃	田尻地域通木地区	○	77	45	36	①農業競争力強化基盤整備 事業	○	○					集落営農の 法人化◎	(重点)H27.10.15設定 (モデル)H27.10.16設定
色麻町	下高城地区	○	78	68	57	④農山漁村地域整備交付金 農地整備事業	○		◎					H26設定 ※7
加美町	雷(いかずち)地区	○	142	129	—		○	◎						H26設定 ※7
涌谷町	猪岡短台1地区		508	4	12	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.9.15設定
美里町	青生(あおう)地区	○	211	118	211	①農業競争力強化基盤整備 事業	○		◎					H26設定
栗原市	下刈敷地区	○	75	62	—		○	○	◎					H26設定
〃	上富(かみとみ)地区	○	50	11	50	④農山漁村地域整備交付金 農地整備事業	○	○	◎					H26設定
〃	稲屋敷・袋地区		149	15	149	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H28.12.9設定
〃	藤田地区		52	5	52	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H28.12.9設定
〃	福田地区		59	6	59	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H28.12.9設定
〃	津久毛地区		379	38	379	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H28.12.9設定
〃	上沼地区		35	4	35	③農地耕作条件改善事業	○	◎	○					H28.12.9設定
小計	32地区	18地区	7,093	1,974	4,534	28地区	32地区							

平成28年度 農地中間管理事業の重点実施区域及びモデル地区の設定状況

【平成29年1月31日現在】

宮城県

市町村名	重点実施区域 又は モデル地区 (地区名)	モデル 地区	重点実施区域は、都道府県の機構が定める 事業規程に基づき、当該地域の 人・農地プランの作成エリア等をベース に設定するようにしてください。				人・農地 プランへ 機構の活 用を位置 付けて いるか	期待される効果 (期待される効果に○を記入(複数可)してください。 なお、主たる効果には◎を記入してください。)						(参 考) 中山間 地域 (※6) 設定時期
			区域 (地区)内 農地面積 (ha)	うち機構事業 実施(転賃) 面積(ha)	うち農地整備 事業の受益 面積(ha)	農地整備 事業名 (※5)		担い手への農地利用の 集積・集約化		耕作 放棄地 の解消	新規参入		その他	
								リタイアする 人から担い 手への集積 が中心	担い手等の 利用権の 交換が中心		新規 就農	企業 参入		
登米市	中津山地区	○	62	50	—		○	◎						H26設定
〃	飯島地区	○	204	22	204	④農山漁村地域整備交付金 農地整備事業	○	◎	○					H26設定
〃	迫川沿岸(5)地区		406	8	29	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
〃	米岡第1地区		262	6	69	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
〃	豊里(4)地区		1,054	22	37	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
〃	宝江(1)地区		45	8	45	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H28.3.22設定
〃	川前地区		10	10	10	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H28.3.22設定
石巻市	河南4期地区	○	105	70	105	④農山村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎	◎					H26設定
〃	蛇田地区		183	3	33	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
〃	桃生町5期地区		117	3	98	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.9.15設定
〃	三輪田地区		113	73	113	④経営体育成促進事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定
〃	大川地区	○	413	291	413	④農山漁村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
〃	深谷地区		327	216	327	①農業競争力強化基盤整備 事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定
東松島市			85	53	85	①農業競争力強化基盤整備 事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定
石巻市	河南(4)地区		864	4	27	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
東松島市			75	3	10									
〃	大曲地区	○	142	50	142	④農山漁村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎						H26設定
〃	野蒜地区		172	3	32	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.4.13設定
〃	西矢本地区	○	208	64	208	④農山漁村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎						(重点)H27.10.15設定 (モデル)H27.10.16設定
〃	小野地区		192	1	46	③農地耕作条件改善事業	○	◎						H27.10.15設定
〃	西小松地区		140	87	140	①農業競争力強化基盤整備 事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定
〃	奥松島地区	○	141	108	151	④農山漁村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎						(重点)H28.10.21設定 (モデル)H28.10.28設定
〃	東小松		150	107	150	④農山村地域復興再生基盤総 合整備事業	○	◎						今回新規申請
南三陸町	西戸川(さいどがわ)地区	○	20	9	20	④農山漁村地域復興再生基盤総 合整備事業	○(修正見込み)	◎			○			H26設定
小計	22地区	8地区	5,490	1,270	2,494	22地区	22地区							
合計	54地区	26地区	12,583	3,245	7,028	50地区	54地区							

※1:本票は、農地中間管理機構が県(農地中間管理事業部局)と連携して作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第1項に基づき毎事業年度作成する事業計画に添付してください。

※2:同一市町村内で重点実施区域又はモデル地区を複数設定している場合は、区域又は地区毎に記入してください。

※3:農地中間管理機構は、農地中間管理事業及び農地整備事業(農地耕作条件改善事業を含む)を効率的・効果的に推進する観点から、都道府県の農地中間管理機構部局及び農地整備事業部局と調整を行い、管内の農地整備事業の採択申請地区について重点実施区域又はモデル地区に設定してください。

※4:重点実施区域又はモデル地区を新たに設定した場合は、その都度、追加記載してください。

※5:農地整備事業の名称については、連携する農地整備事業を①農業競争力強化基盤整備事業、②農業基盤整備促進事業、③農地耕作条件改善事業、④その他の事業の番号(①、②、③、④(その他の事業の場合は、事業名も記載))で記載してください。

※6:重点実施区域又はモデル地区が中山間地域に所在すると考える場合は「○」を記載してください。(なお、農林統計に用いる地域区分(農業地域類型)による地域区分と一致させる必要はありません。)

※7:H27.9.15時点にて、「地区内農地面積」、「うち機構事業転賃面積」、「うち農地整備事業の受益面積」の数値を設定当初の値から一部変更している。

※8:H27.10.15指定の「岩沼東部地区」については、経営再開マスタープランに位置付け見込みである。